



時間に余裕 心にゆとり **ルールを守って安全運転**

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品



題字 初代会長 金丸富夫

令和2年9月 No.615
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 （印刷物による年間購読料3,600円）

- 令和2年上半期における労働災害の発生状況(1)～(6)
- 令和2年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって (7)
- 陸運業における腰痛予防対策について (8)～(11)
- 腰痛予防対策講習会のご案内 ……………(12)
- 「STOP! 熱中症 ケルワ-キャンペ-ン」実施中! …(13)
- 健康診断個人票等への医師の押印等不要に (13)
- 連載 マコマコ博士のメンタルヘルス2020(14)～(16)
- 全国労働衛生週間のご紹介 ……………(16)
- 職場の健康診断実施強化月間のご紹介 ……(16)
- 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」…………(17)
- 荷役が「ドライブ」講習会(荷主向け)のご案内 …(18)
- 高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止防止対策セミナーのご案内 ……(19)
- 令和2年度「『見える』安全活動コンクール」のご紹介 (20)
- 令和2年秋の全国交通安全運動のご紹介 ……(20)
- 災害事例とその対策(荷役) ……………(21)
- 業務実績評価委員会を開催 ……………(22)
- 小企業無災害記録表彰 ……………(22)
- 労働災害発生状況(令和2年速報) ……………(22)

令和2年 上半期における労働災害の発生状況について
 死亡者数は前年同期比より減少も、死傷者数は増加。下半期に向けた一層の取組が重要

令和2年1～6月期における陸運業の労働災害発生状況は、

死傷災害 6,351人 (対前年同期比 297人 4.9%増加)
 死亡災害 33人 (対前年同期比 △4人 10.8%減少)

となりました。死亡災害は前年同期と比べ減少となりましたが、昨年年間では平成28年以降の増加傾向に歯止めがかかった死傷災害は、今上半期では増加に転じています。

平成28年以降の各年の1～6月期(速報値)の状況を見ると、表1のとおりです。

表1 陸運業における死傷災害の発生状況(1～6月期速報値)

年	死傷者数	対29年比
平成28年	5,732人	97.1%
平成29年	5,901人	100.0%
平成30年	6,368人	107.9%
令和元年	6,054人	102.6%
令和2年	6,351人	107.6%

※対29年比は、第13次労働災害防止計画の基準年である平成29年との比較です。(表3の死亡災害も同じ。)

このように、昨年よりも約297人上回っており、平成29年に比べても450人も多く、災害が減少している状況にはありません。

加えて、一昨年より陸運業における死傷災害の件数を下回った建設業の状況を見てみますと、
死傷災害(建設業) 6,001人 (対前年同期比 △99人 1.6%減少)

となっており、陸運業よりも死傷災害で350人少なくなっています。一昨年の確定値で建設業は陸運業の死傷災害件数よりも444人少なくなり、初めて順位が逆転しましたが、その傾向が今年になっても続いていることが分かります。

次に事故の型別の状況について見てみます。陸運業において多くの死傷災害が発生している「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」及び「はさまれ・巻き込まれ」の上位4つの事故の型別の発生状況は、表2、図1のとおりとなっています。

「墜落・転落」、「転倒」については、前年同期に比べ、それぞれ86人、45人の増加となっており、憂慮すべき状況が続いております。また、今年、特に注目すべき点としては、動作の反動・無理な動作の増加です。前年比186人（20.6%増）と著しい増加となっております。動作の反動・無理な動作の傷病性質別で見ると、関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む）が4割程度と最も多く、骨折、負傷による腰痛がそれぞれ2割程度と続いています。

表2 陸運業における事故の型別死傷災害の発生状況（1～6月期速報値）

年	墜落・転落	転倒	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ
平成28年	1,670人	935人	792人	651人
平成29年	1,716人	954人	839人	676人
平成30年	1,850人	1,233人	910人	639人
令和元年	1,753人	1,025人	904人	655人
令和2年	1,839人	1,070人	1,090人	673人

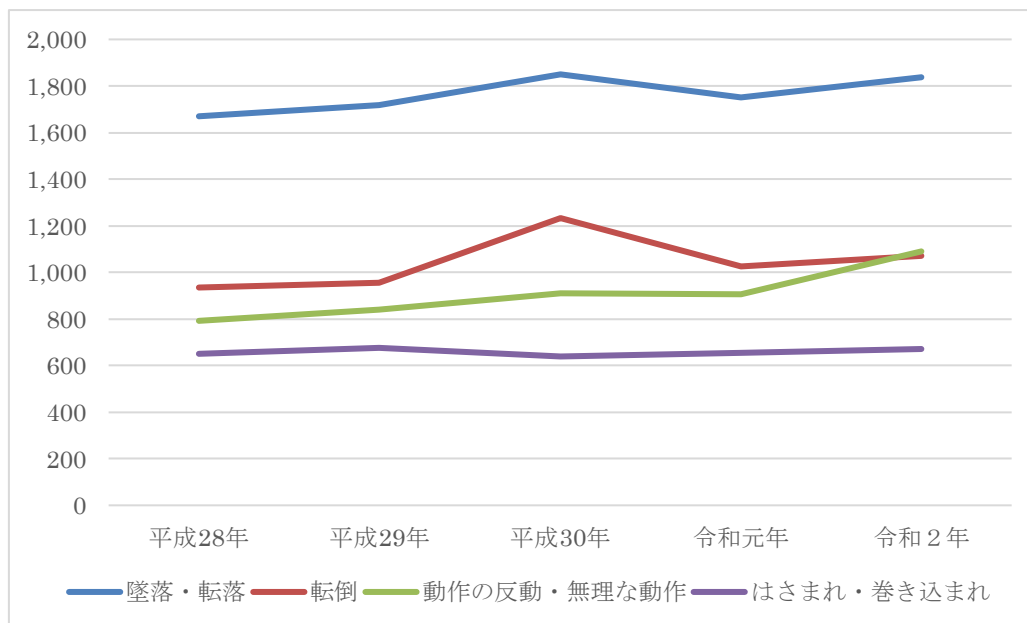


図1 陸運業における事故の型別死傷災害の推移（1～6月期速報値）

次に、死亡災害の平成28年以降各年の1～6月期(速報値)を見ますと、表3のとおりです。

表3 陸運業における死亡災害の発生状況（1～6月期速報値）

年	死亡者数	対29年比	各年確定値
平成28年	38人	80.9%	99人
平成29年	47人	100.0%	137人
平成30年	40人	85.1%	102人
令和元年	37人	78.7%	101人
令和2年	33人	70.2%	—

このように昨年に比べ4人、一昨年に比べ7人減少しており、過去最少の99人だった平成28年（確定値）に比べても5人の減少となっており、この減少幅をさらに拡大し、過去最少を記録したいものです。

死亡災害が多く発生している主要な事故の型別の推移は表4、図2のとおりです。

表4 陸運業における事故の型別死亡災害の発生状況（1～6月期速報値）

年	交通事故 (道路)	墜落・転落	はさまれ・ 巻き込まれ	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され
平成28年	19人	1人	7人	4人	3人	2人
平成29年	24人	8人	6人	2人	1人	4人
平成30年	19人	6人	5人	3人	2人	2人
令和元年	18人	6人	3人	3人	1人	2人
令和2年	8人	9人	7人	1人	3人	1人

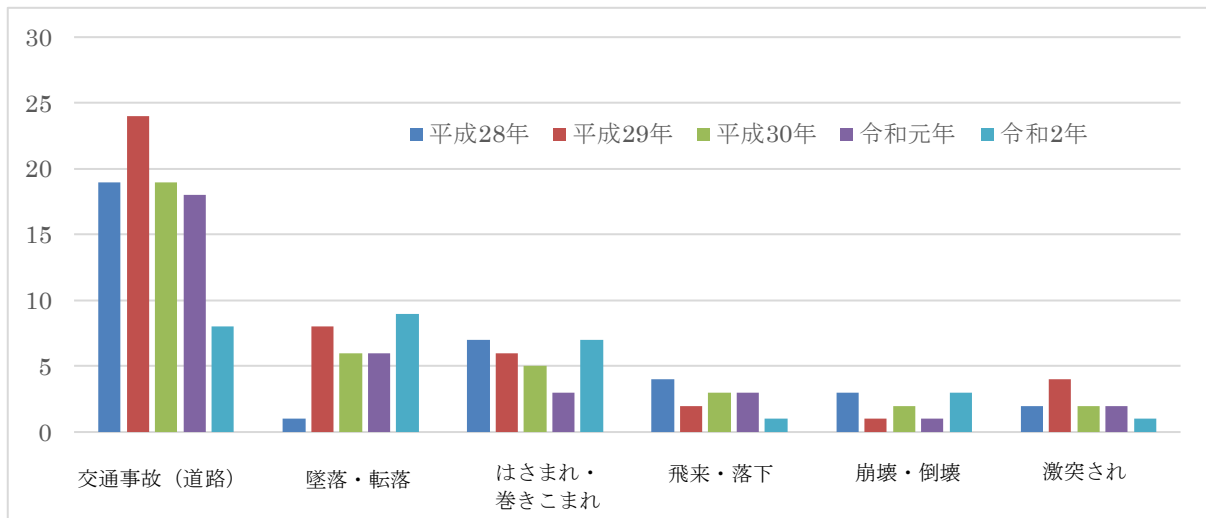


図2 陸運業における事故の型別死亡災害の推移（1～6月期速報値）

例年、死亡災害の約半数を「交通事故(道路)」が占めていましたが、今年はその傾向に大きな変化があり、交通事故が例年と比べ大幅な減少となっています。その影響から、年当初から「墜落・転落」が交通事故を上回っていること、「はさまれ・巻き込まれ」と差がない状況となっています。

その発生状況を見ますと、「墜落・転落」では、荷の積卸し作業中の事故が多く、

- ・トラック荷台上の荷を確認するため、荷の上に登り、転落した
- ・積み重ねた段ボール上から墜落した

「はさまれ・巻き込まれ」災害では、7件のうち3件がフォークリフトによるもので、

- ・フォークリフトとトラックの間にはさまれた

災害となっています。その他の作業では、

- ・洗車業務を行っていたところ、天板高さ2メートルの脚立から墜落した
- ・移動式クレーンのタイヤ交換のため、タイヤをホイールに組み込む作業中、タイヤの上に乗って空気を充填中の被災者がホイールリングと共に天井まで吹き飛ばされた

といった災害も報告されています。

今年1月から6月に発生した死亡災害の概要は、4頁のとおりですのでご参考にしてください。

このように今年上半期の労働災害の発生状況を見ても、昨年に比べ死亡災害は若干減少しているものの、死傷災害は増加していることから、下半期に向けた一層の取組が重要となっています。

コロナウイルスによる影響で荷動きの状況にも不透明感がありますが、死傷災害の増加傾向に歯止めがかかるよう、当協会では全国での安全講習会の実施、個別的指導を通じ、労働災害防止活動に一層取り組んでまいります。会員事業場の皆さまにおかれましても、労働災害の防止に向け、職場における安全点検の実施、安全意識の高揚等、対策を講じていきましょう。

陸運業 死亡災害の概要（令和2年）

令和2年7月7日現在 速報

陸災防調べ

災害発生 年月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
6月24日	崩壊、倒壊	機械装置	男性	49	貨物自動車運転者	20年	荷の積み込み	荷主先にて、荷物（鋼製のスロープを4分割した物）を大型トラックへ積み込んでいた。同トラックの運転士と荷主所属の2名とで積み込み作業を行っていたところ、積み込んだ荷（縦約5m、横約3m、厚さ約40cm、重量約500kg）が倒れ、トラックからずり落ち、同運転士が下敷きとなったもの。
6月17日	交通事故（道路）	トラック	男性	57	貨物自動車運転者	15年	貨物自動車運転	国道の片側2車線の上り線で、交差点の赤信号停車中の車列に10tトラックが突っ込み、車列最後尾の被災者の3tボックス車、その前の28tトレーラー、その前の10tトラックの計4台の玉突き事故となり、被災者車両は運転席が大破した。被災者は全身打撲の多発外傷で死亡が確認された。
6月8日	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	男性	67	貨物自動車運転者	14年	廃段ボールの運搬	古紙等の卸売業者に廃段ボールを持ち込み、トラックから段ボールを降ろす際にトラックのあおりを固定する部品が破損したため、古紙等の卸売業者の労働者が運転するフォークリフトの作業装置を用いて補修した後、フォークリフトを後進させようとしたが、誤って前進させてしまい、フォークリフトの前方で作業していた被災者が、フォークリフトとトラックの間にはさまれた。
6月6日	交通事故（道路）	トラック	男性	31	貨物自動車運転者	3年	トラックの運転	被災者は中型トラックを運転して配送先で荷下ろし後、次の配送先に向かうために国道を南下していたところ、左カーブでセンターラインを越え、対向してきた大型トラックと衝突した。結果、被災者は死亡し、相手方トラック運転手も足を負傷した。
6月1日	はさまれ、巻き込まれ	トラック	男性	62	運転者	5年	荷の積み替え	小型移動式クレーンの荷台に鉄筋を積んで現場に向かい走行中、急勾配の坂道で荷台後方が地面と接触して走行不能となったため、被災者が地上に降りて移動式クレーンを運転操作して荷の積み替え作業を行い、アウトリガーを戻したところ、車両が後退して車輪の下敷きとなった。
5月27日	はさまれ、巻き込まれ	乗用車、バス、バイク	男性	68	運転者	7年		本社において、商品車の走行距離およびインパネのランプ点灯状態を撮影しようとした同僚がエンジンキーを回したところ、ギアが1速に入っており、車の前に駐車していた別の商品車後部の下部にスペアタイヤの装着作業をしていた被災者に追突したものの。
5月20日	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	男性	38	貨物自動車運転者	8年	配送先での荷下ろし作業	配送先での荷下ろし作業が終了し、被災者は大型トラックのウイングを格納するため、大型トラック荷台左後部のスイッチを押していた際、配送先の事業場のフォークリフトが後退し、被災者がフォークリフトと大型トラックの間にはさまれた。
5月17日	有害物等との接触	有害物	男性	61	運転者	23年	不明	冷凍車の内部で被災者が倒れているのを、別事業場の労働者が発見したものの。
5月13日	墜落、転落	荷姿の物	男性	61	貨物自動車運転者	28年	フォークリフトによる飼料の積み込み作業	被災者が運転するバルク車（飼料運搬車）がライトが点灯したまま倉庫の出荷口で停車していたため、同僚が被災者を探したところ、バルク車運転席で右耳から血を流して横たわっている被災者を発見した。被災者は搬送先の病院で死亡が確認された。倉庫内では、フレコンバックが鉛直方向に4段積まれた上にフォークリフトのアタッチメント（フレコンバックを吊り上げるため制作されたもの）の先端が置かれた状態だった。
4月20日	交通事故（その他）	トラック	男性	60	貨物自動車運転者	1年	ダンプトラック運転手	ダンプトラックを運転して採石現場内の構内道路を走行していた際、構内道路を逸脱して道路脇の溜池にダンプトラックごと転落し、溺死したものの。

災害発生日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
4月16日	交通事故(道路)	トラック	男性	57	貨物自動車運転者	31年	小型貨物車による配送	被災者が販促物及び書類を配達先に届けるためワンボックスカーを運転し、自動車道下り車線を走行中、反対車線を走行していた4tトラックが中央分離帯を突き破り、横転し、被災者の車両に衝突した。その後、被災者の車両に後続の大型トラックが衝突した。二つの衝突のいずれか又は両方により、負傷、死亡に至ったもの。
4月14日	交通事故(道路)	トラック	男性	57	貨物自動車運転者	10年	貨物自動車運転	被災者は、大型の冷凍車を運転し、国道を走行中とところ、交差点において信号待ちをしていた大型貨物自動車に追突し、そのまま道路左側の跨線橋フェンスや橋脚に激突した。
4月11日	破裂	その他の装置、設備	男性	50	貨物自動車運転者	4年	タイヤ交換作業	会社作業場内で移動式クレーンのタイヤ交換のため、タイヤ(直径134cm)をホイールに組み込む作業中、タイヤの上に昇って空気を充填中の被災者がホイールリングと共に天井まで吹き飛ばされた。また、近くで作業を見ていた1人が腕打撲の軽傷を負った。
3月27日	墜落、転落	建築物、構築物	男性	53	貨物自動車運転者	12年	飼料投入作業	農場内において、被災者はバルク車から高さ約6mのサイロ上部の投入口に飼料を入れる作業を行っていたが、サイロ脇の地面で頭部から血を流して倒れているところを発見されたもの。発見時、被災者は墜落制止器具を装着しておらず、ヘルメットが外れていた。負傷後、入院加療を行っていたが、令和2年6月に死亡した。
3月23日	激突	トラック	男性	40	運転者	6年	トラックの運転業務	被災者が運転するトラックが渋滞で停止していた別のトラック後方に衝突し、被災者が死亡したもの。
3月12日	交通事故(道路)	トラック	男性	51	作業員・技能者	17年	ドライバー助手として乗車	被災者はドライバー助手として4tトラックに乗車していた。荷主へ荷物を運搬中に追い越し車線から走行車線へ車線変更する際に、走行車線後方を走る大型トラックに自社の4tトラック後方部が接触後、4tトラックはガードレールを乗り越え横転した。備車依頼を行っているため、4tトラックとドライバーは別事業場の所属である。ドライバーは軽傷であった。
3月4日	交通事故(道路)	トラック	男性	58	貨物自動車運転者	30年	貨物自動車の運転	被災者は、市道において、トラック(最大積載量約10t)を運転していたところ、路肩に停車していた乗用車の右側面に接触した後に市道の左側に流れ、電柱に衝突し、死亡した。
3月3日	激突され	フォークリフト	男性	52	貨物自動車運転者	3年	荷主先での荷卸し	鋳型用の再生処理砂を運搬してきたトラック運転手が荷主事業場内を徒歩で移動中、他の運送事業者の労働者が運転するフォークリフトに轢かれた。なお、フォークリフト運転者は、廃棄物の入った鉄箱(縦1.2m・横1.5m・高さ1m)の運搬作業中であった。
3月2日	はさまれ、巻き込まれ	トラック	男性	40	貨物自動車運転者	16年		トレーラーでコンテナを輸送中、ブレーキに異常を感じたため道路の路肩に停車し、車外で復旧作業をしていた。その後、トレーラーの牽引台車右側後輪にうつ伏せの状態で挟まれているところを通行人に発見された。
2月29日	墜落、転落	階段、棧橋	男性	57	貨物自動車運転者	5年	荷の積み下ろし作業	トラックによる荷の配送業務中の配送先納品場において、高さ1.2mのプラットホームの端に設置された昇降用階段の下で、後頭部を強打して倒れていた被災者が発見された。病院に搬送され治療を受けていたが、3月に死亡した。なお、災害発生時の目撃者はなし。
2月28日	飛来、落下	木材、竹材	男性	36	貨物自動車運転者	16年	貨物自動車の積荷の荷外し中	被災者は、貨物自動車に積載していた丸太状の木材を荷降ろしするため、荷締め機で固縛したワイヤーロープを外したところ、荷台から木材2本が落下し、被災者の頭部を直撃したもの。
2月20日	墜落、転落	荷姿の物	男性	35	運転者	6年	荷の積み下ろし作業	トラックを運転し発生場所に入庫したドライバーが、発生場所の倉庫内で血を流し倒れているところを発見されたもの。災害発生状況から、被災者は積み込む荷を確認するため、荷の上に登り、転落した模様。

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
2月18日	墜落、転 落	トラック	男性	36	事務員	1年	キャビ ンの雪下 ろし	被災者が営業所車庫の駐車場で10tトラックのキャビ ンの雪下ろし作業を行っていたところ、作業中に足を滑ら せ、高さ約2.7メートルの位置から墜落し、頭部を打ちつ け死亡したものの。
2月16日	墜落、転 落	荷姿の 物	男性	73	はい作 業者	50年	はい作 業	被災者は、事業所の倉庫において、白菜の入った段 ボールをパレットの上に積み上げる作業をしていたところ、隣のパレット上に6段目の段ボール箱を積もうとした 際、5段目のダンボール箱上から墜落し、死亡した。
2月15日	交通事 故(道 路)	トラック	男性	69	貨物自 動車運 転者	5年	停車後 運転席 を離れト ラックの 前にいた	県道路肩にトラックを停車させて運転席から降り、トラック の前方で立っていたところに後ろからタンクローリーがト ラックに追突。トラックが前方に押し出されたことから被災 者はトラックタイヤの下敷きとなったもの。
2月5日	墜落、転 落	トラック	男性	67	貨物自 動車運 転者	12年	荷積み 作業	被災者は、工場内石膏サイロにおいて、バルク車(粉粒 体運搬車)に荷積み作業を行うためバルク車のタンク上 方(高さ約3m)に上がり、タンク投入口とサイロ排出口の 連結作業を行っている最中に転落したものと判断され る。被災者は病院に運ばれたものの脳挫傷等により2月 に死亡した。
2月3日	交通事 故(道 路)	トラック	男性	63	貨物自 動車運 転者	30年	トレー ラー運 転中	被災者は高速自動車道路上をトレーラーを運転し北に向 かって走行中、センターラインをはみ出したことにより、反 対車線を走行していたトラックと正面衝突した。
2月3日	墜落、転 落	移動式 クレーン	男性	56	貨物自 動車運 転者	11年		被災者はユニック車にLPガスボンベを積んで工場に入 場していたが、当該ユニック車の足元で血を流して倒れ ているところを別の出入りの業者によって発見された。そ の後病院へ搬送されるも、急性硬膜下血腫により死亡し た。
1月31日	はさま れ、巻き 込まれ	フォーク リフト	男性	54	運転者	35年	足場材 の荷下 ろし作業	配送先の敷地内で、トラックを停車し、フォークリフトによ る足場材の荷下ろし作業を手伝っていたところ、配送先 の労働者が運転するフォークリフトと接触し、トラックと フォークリフトの先端に右脇腹を挟まれ、死亡したものの。
1月30日	崩壊、倒 壊	クレーン	男性	39	貨物自 動車運 転者	18年	荷降ろし	トラック運転手である被災労働者は、H型鋼材を災害発 生場所へ運搬し、納入先のクレーンオペレーターと橋形 クレーン(2.8t)を用いて、トラック上の複数本に束ねられ たH型鋼材の荷降ろし作業中、H型鋼材の1つにクランプ をかませ、束から引き抜こうとし、被災労働者が引き抜き の作業補助のため、当該H型鋼材を手で強く引っ張った 際、トラックの側面から地上に転落し、その上にH型鋼材 も落下してきたため、死亡した。
1月25日	墜落、転 落	はしご等	男性	60	運転者	12年	洗車	被災者が、本社において洗車業務を行っていたところ、 天板高さ2mの脚立から墜落した。
1月22日	崩壊、倒 壊	金属材料	男性	50	作業者・ 技能者	3年	倉庫へ の荷の 入庫作 業	1月23日の午前8時過ぎに被災者の自宅から被災者が 帰宅していないと事業場に問い合わせがあり、専務から の指示で前日の被災者の就業場所の倉庫を確認に来た 上司が倉庫の奥(西端付近)で倒れたネ스팅ラック の下敷きになった被災者を発見した。2、3分後に現場に 到着した専務が救急通報したが被災者はその場で死亡 が確認された。
1月15日	はさま れ、巻き 込まれ	トラック	男性	67	貨物自 動車運 転者	1年	ダンプ トラック による土 砂の運 搬	被災者が運転するダンプトラックが工事で発生した土砂 を現場から搬出する際にタイヤに付着した泥等を落とす ために設置されているタイヤ洗浄機上で停車させ、タイヤ 洗浄機が異常停止したため、下車して操作盤のところへ 行き再起動させたところ、ダンプトラックが動き出し、これ を止めようとしたが前輪に巻き込まれて轢かれた。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

令和2年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長 高倉 俊二

今年は2月より新型コロナウイルス感染症が流行し、職場においてその対策が必要となりました。関係者の皆様にはそれぞれの職場や職務の実態に即した新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んで頂いていることにつきまして感謝致します。

厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ業務を継続していただくため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を作成し、チェックリストの活用等により、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した感染拡大防止対策を検討することなど、労使が一体となって感染拡大防止の対策に取り組んで頂くよう協力依頼をしてきたところです。

引き続き、職場の実態に即した感染拡大防止対策への取組をお願いいたします。

令和2年度全国労働衛生週間については、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、10月1日から7日までの1週間にわたって行われます。

昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎える全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、

高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められています。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインを策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、企業の意識改革や地域における支援体制の強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組んでまいります。

さらに、化学物質対策については、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく取組の徹底等を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していくこととしています。

今年度は、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

各事業場におかれては、これを機に、上記の重点的に取り組むべき事項のみならず、職場の労働衛生対策について、総点検を行っていただくとともに、自主的な労働衛生活動の定着を図る各種取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間、②密集空間、③密接空間）を避けることを徹底しつつ、労使協力のもと、取組を実施していただくようお願いいたします。



陸運業における腰痛予防対策について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
主任中央労働衛生専門官 構 健一

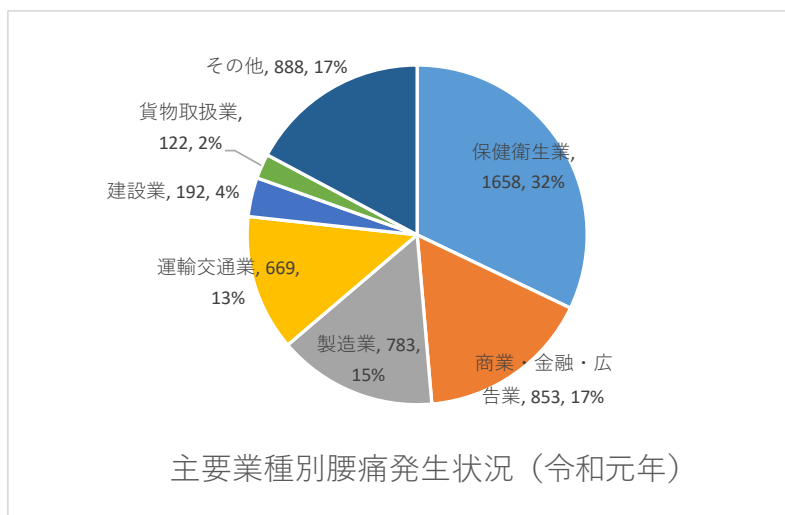
1 はじめに

陸上貨物運送業では、腰痛が多く発生しています。腰痛が発生すると、従業員は、働けなくなる上に生活にも支障をきたし、会社は休業により業務運営や人材確保が困難になります。繁忙期であっても、労働災害発生後の再発防止策などに多くの労力が必要となります。陸運業に特化した災害分析を通じて、対策を考えてみましょう。

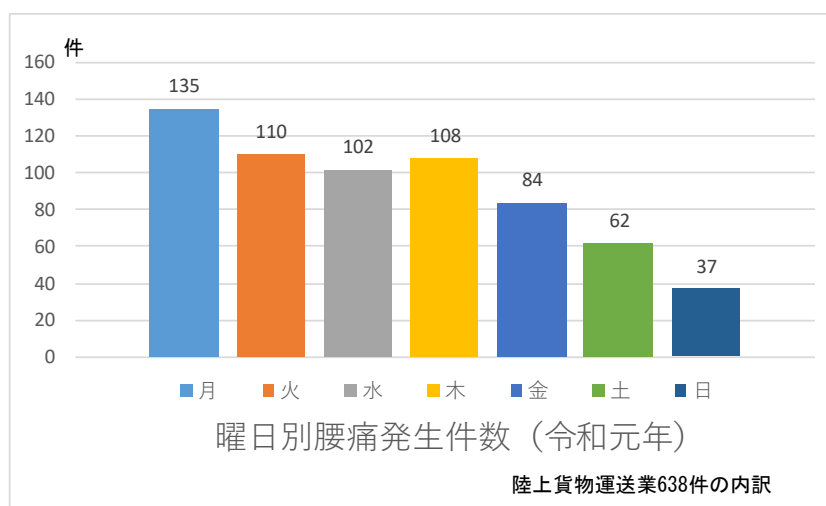
2 腰痛災害の発生状況

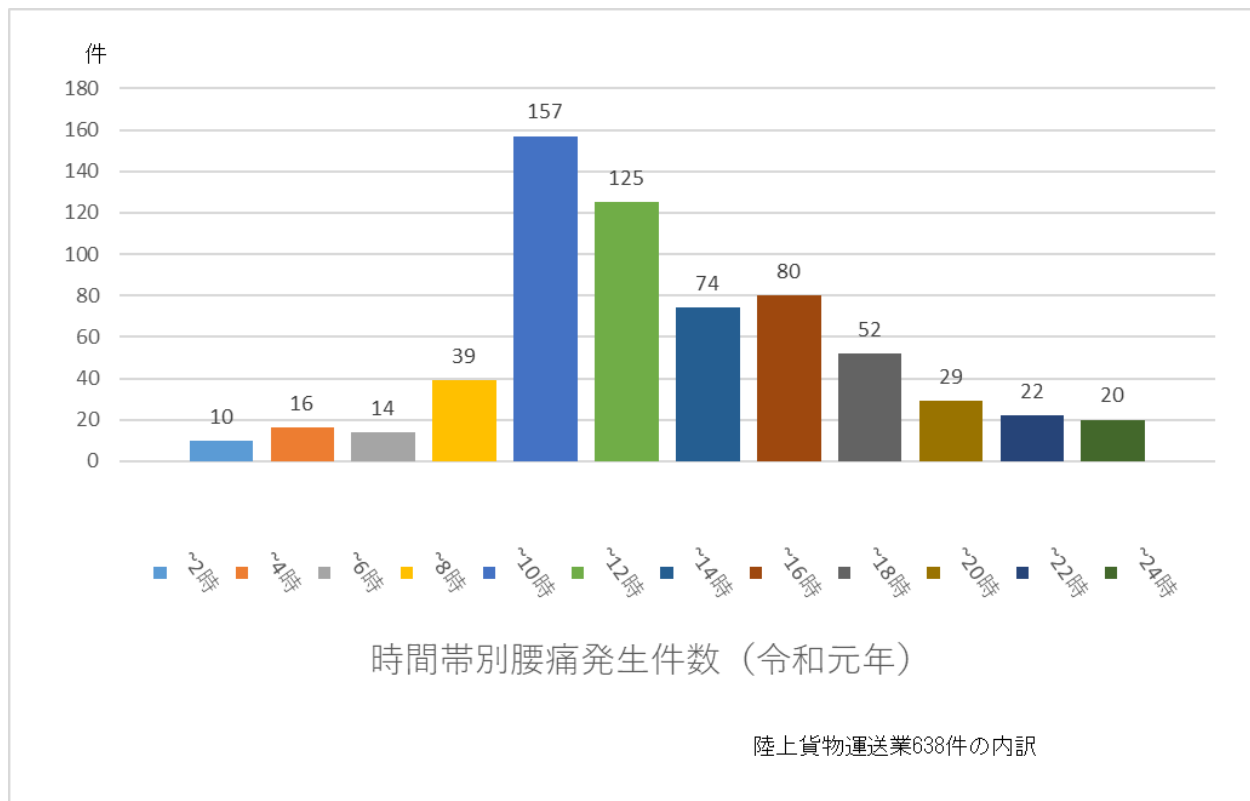
厚生労働省「業務上疾病調」によれば、令和元年（2019年）における業務上疾病（休業4日以上）の発生件数は、8,310件となっており、そのうち腰痛は5,165件（非災害性を含む）と62%を占めています。

腰痛を主要業種別に見ると、保健衛生業、商業・金融・広告業、製造業、運輸交通業の順となっています。運輸交通業と貨物取扱業から陸上貨物運送業を取り出して整理すると、638件（全産業の12%）となります。

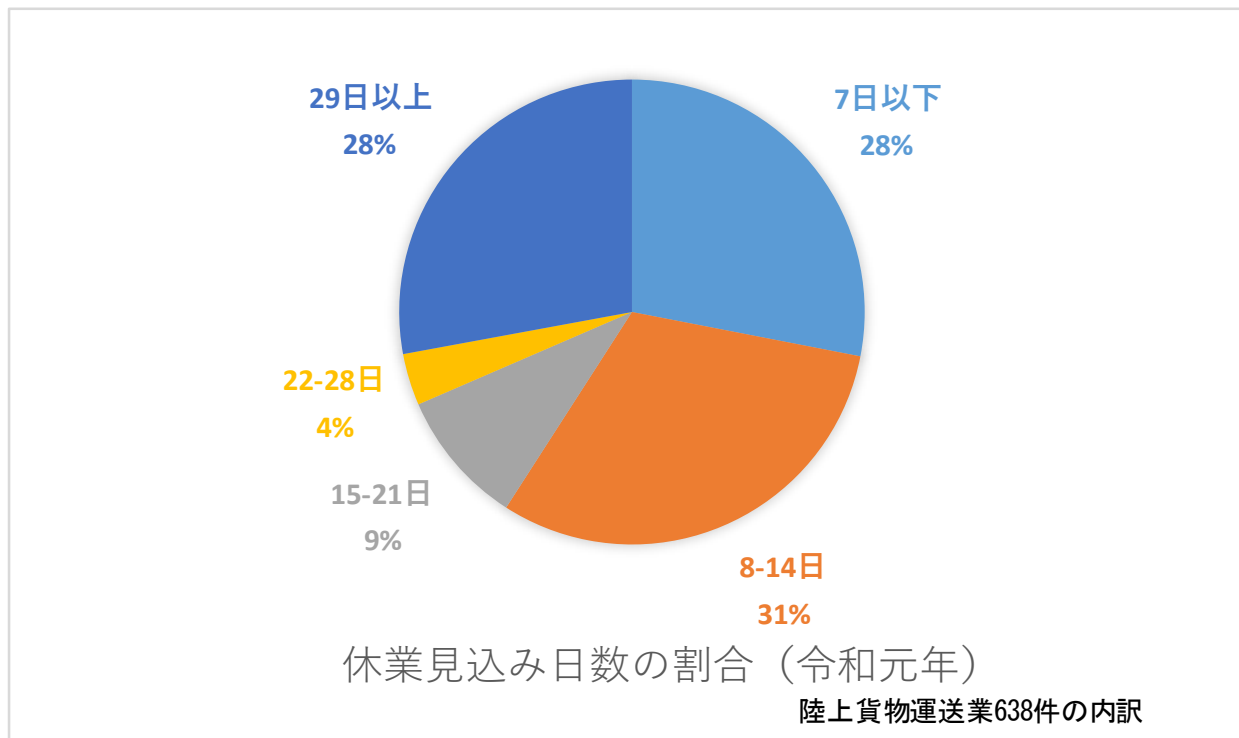


このように、陸上貨物運送業は腰痛の発生が多い業種ですので、その発生件数638件を曜日別、時間帯別に発生状況を分析してみたのが、次のグラフです。月曜日に最も多く、午前8時から12時にかけて多くなっていることから、週のはじめや午前中などに特に注意する必要があります。

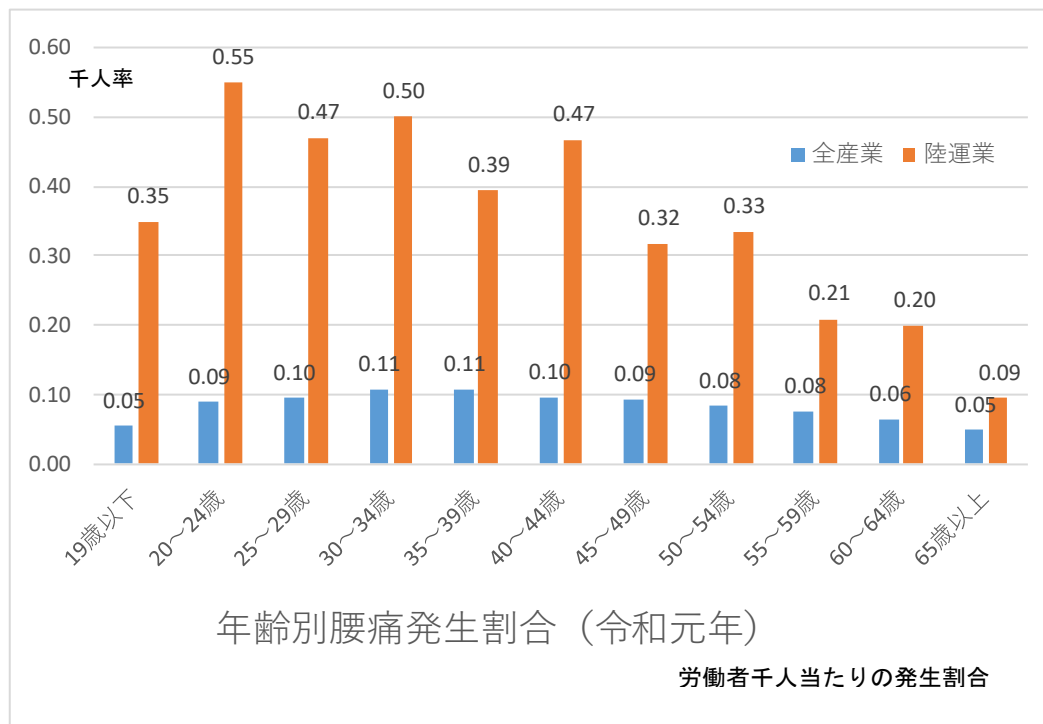




また、労働者死傷病報告に記載された腰痛の休業見込み日数（休業4日以上）を見ると、約60%が4～14日となっているものの、29日以上が28%を占めており、ひとたび腰痛を発生させると、長期間にわたる休業となる可能性があることに留意が必要です。



年齢区別の腰痛発生割合を見ると、20歳代から40歳代前半までで特に高くなっています。荷物取扱いなど正しい作業方法の習得と、その着実な遵守が必要といえます。



3 腰痛災害による影響

(1) 労働者への影響

腰痛を発症すると、激しい痛みで休業せざるを得なくなるケースが多く、日常生活においても安静が必要になるなど支障を生じます。休業期間を終えて出勤する際にも、身体をいたわりつつ腰部への負担をかけないように、長期間にわたり配慮が必要となります。

(2) 事業者への影響

腰部に負担のかかる作業は、腰痛を発生させた特定の作業に限らないことが多く、再発防止策の検討に当たっては、腰痛発生リスクの高い作業の洗い出しが必要となります。他の労働者が行う関連作業なども確認が必要となるなど、再発防止策を検討するために、多くの関係者に相当な時間を費やさせることとなります。労働者の休業に伴い、人員配置の変更や追加が必要となり、作業のための教育や安全衛生教育も必要です。腰痛となるリスクが高い作業を放置すれば、他の労働者に腰痛を発生させるおそれがあるほか、人材確保にも影響が出かねません。

4 どのように予防したらよいか

腰痛発生リスクは、作業ごとに異なるため、事業場ごとに洗い出しと対策が必要ですが、以下に、一般的な注意点を記します。

(1) 腰痛発生リスクの着眼点

- 重量物や無理な姿勢での腰部への負担の繰り返しを減らします。
 - ・自動化、省力化、補助的ツールを工夫しましょう。
- 作業方法を見直し、無駄な作業を取りやめたり、改善したりします。
 - ・最適な作業方法を工夫し、各人が習得しましょう。

- 小休止・休息は、意識的に導入する必要があります。
 - ・疲れる前に、小休止・休息を定期的かつ積極的に行いましょう。
- 長時間の固定された姿勢は、腰部への負担がかかります。
 - ・身体を動かしましょう。
- 主な作業別の着眼点
 - 積み込み**：重量物を繰り返し取り扱うことで負担がかかります。
 - ・「1回ごとの負荷（重量や無理な作業姿勢）×回数」に留意しましょう。
 - ・同じ重量でも、作業姿勢を変えると腰部への負担は大きく変わります。
 - 積み下ろし**：持ち上げる力はいらないものの、無理な姿勢やバランスをくずした瞬間など、腰部に大きな負担がかかることがあります。
 - ・標準的な作業姿勢を習得した上で、原則どおり作業しましょう。
 - ・足元の状況や荷姿にも注意し、不意な重心移動を避けましょう。
 - 荷の仕分け**：作業を優先すると、腰部への負担が増えてしまいます。
 - ・コンピュータ制御システムや自動仕分け機などとの連携に注意しましょう。
 - ・人力による作業を無理なく行えるよう、作業方法や作業位置を改善しましょう。
 - 運転**：長時間の座った姿勢により、腰部に負担がかかります。
 - ・特に、荷物を運搬する予定があるときは、適宜、小休止・休息をとり車両から降りて少し歩くなどしましょう。
 - ・長時間運転の直後に荷物の運搬をするときは、カートや台車の活用など、腰部への負担をできるだけ小さくしましょう。

(2) 日々取り組むべきこと

- 日ごろから軽いストレッチをするなどし、身体を柔軟にしましょう。ただし、長時間運転の直後は、腰部への負担がかかっていますので、無理な運動はせず軽く歩くなど徐々に身体を慣らす必要があります。
- 急な動作をしてはいけません。また、バランスをくずしたり滑ったりすると、急な動作につながり、腰部にとっても大きな負担がかかるので、急な動作にならないよう気をつけましょう。
- 寒さは、血行が悪くなり腰部への負担を増大させるため、腰痛の発生や悪化につながります。寒冷な場所での作業では、防寒服を着るなど保温対策に努めましょう。
- 重量物を取り扱う作業に当たっては、喫煙、前日の飲酒や睡眠不足が腰痛の発生や悪化に悪い影響を及ぼすことがあるので、注意しましょう。

5 参考資料

- (1) 業務上疾病発生状況（業種別・疾病別） 平成31年／令和元年
厚生労働省 WEB https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12883.html
- (2) 運送業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ
「介護事業・運送事業における腰痛予防テキスト作成委員会」
(平成22年10月) 中央労働災害防止協会

令和二年度 厚生労働省委託事業

腰痛予防対策講習会

参加費
無料【腰痛】 第三次産業における
職業性疾病の7割を占めます。

今後、社会的役割の拡大が見込まれる陸上貨物運送事業の現場において腰痛予防対策が重要な課題となっています。そこで「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的とした無料の講習会を、陸上貨物運送事業を対象に全国16箇所で開催いたします。腰痛予防に役立つ知識やスキルの習得には是非ご活用ください。

予防は治療に
勝ります

対象

陸上貨物運送事業の事業場の衛生管理担当者向け

13:30～受付開始

14:00 開講

16:00 終了

内容

腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説した陸上貨物運送事業者向けのテキストを使用します。

- 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- 荷姿の改善、荷の重量の明示など
- 車両運転などの作業における留意
- 作業実施体制とリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの活用
- 厚生労働省や関係団体が行う支援事業や助成金の紹介
- 人力による重量物の取り扱いの際の重量制限、作業実施体制など
- 労働者の身体負担を軽減する機械の紹介
- 腰痛を起こしにくい作業動作、腰痛予防体操（実技）

※講習内容は予告無く変更される場合があります

日程・会場

山形	9月9日(水)	ヤマコーホール 7階 大ホール	神奈川	11月5日(木)	ラジオ日本クリエイティブ事務局 3階 A+B会議室
北海道	9月24日(木)	札幌市教育文化会館 3階 研修室305	京都	11月10日(火)	メルパルク京都 6階 宴会会議場D【鞍馬】
鹿児島	10月1日(木)	サンプラザ天文館 6階 ホール	兵庫	11月13日(金)	健康ライフプラザ 5階 ノーリフトラボ
岡山	10月6日(火)	株式会社コープP&S オルガビル B1階 オルガホール	愛知	11月17日(火)	名古屋国際会議場 2号館 3階 234会議室
新潟	10月8日(木)	新潟テルサ 3階 大会議室	大阪	11月19日(木)	エル・おおさか 南館 10階 南1023号室
埼玉	10月13日(火)	JA共済埼玉ビル 3階 大会議室	東京	11月24日(火)	日本教育会館 7階 中会議室
群馬	10月20日(火)	ピエント高崎 本館 6階 602号室	千葉	11月25日(水)	TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルトA
福岡	10月28日(水)	都久志会館 4階 401～404会議室	静岡	11月27日(金)	パルシェ 7階 第1～3会議室

お申し込み方法

Webから
お申込み
いただきます

1 「平プロモート」で検索。HP内「腰痛予防対策講習会」リンクへ。

平プロモート

検索

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>

2 腰痛予防対策講習会「残席確認・オンライン申込み」より各対象講習へお申込みください。

3 申込後、メール（受講票）が自動返信されますのでご確認ください。



注意事項

- 各会場とも先着順でお申込みを受け付け、定員に達し次第締め切りいたします。（各会場異なるため、残席数はWebサイトにてご確認ください）
- お申込みの際は、必ず受講される方の名義でお願いいたします。また、同一名義での予約は一席のみとなりますのでご注意ください。
- お申込み時にご記入いただいた個人情報につきましては、株式会社平プロモートの個人情報保護に関する基本方針に基づき、安全かつ適正に管理いたします。また、本講習会に必要な一連の業務以外に使用することはありません。
- 講義の録音・録画・撮影等はご遠慮いただきますよう宜しくお願いいたします。
- 講習会終了後、1～3か月以内に腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するための「フォローアップアンケート」をお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- 受講の際は必ずマスクを着用していただき、発熱・咳等の症状が見られる場合には、参加を控えていただきますようお願いいたします。
- 台風や災害、新型コロナウイルス感染症の状況により講習会を延期または見合わせる場合がありますのでご了承ください。また、定員数は政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき設定しているため、今後の状況により変更される場合がありますのでご了承ください。最新情報は弊社ホームページに随時掲載いたしますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

株式会社 平プロモート 腰痛予防対策講習会
事務局

〒471-0867 愛知県豊田市常盤町1-88

TEL : 050-3532-9119 / FAX : 050-3397-6564

mail : yotsu-yobo@tairapromote.co.jp

運営協力 ● 日本ノーリフト協会 日本労働安全衛生コンサルタント会 中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和2年5月1日から9月30日まで 主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

9月も気温が高くなる見込みです！一層のお取り組みを！

1 職場における熱中症の現状

令和元年の熱中症による死傷者数は829人で、うち死亡者数が25人と、平成30年と比較すると大幅に減少しましたが、平成29年以前と比較すると、未だ高い状況にあります。運送業については、死傷者数が110人、うち死亡者数が2人でした（表）。

表 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成27～令和元年） (人)

	27年	28年	29年	30年	令和元年
全業種	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,128 (29)	829 (25)
うち運送業	62 (1)	67 (0)	85 (0)	162 (4)	110(2)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

2 運送業における熱中症

運送業における令和元年の熱中症による死亡災害2人に関する事案は次のとおりです。

- 荷主先においてトラックの荷台で養生作業を行っていたが、荷台でうずくまっているところを発見された事例。救急搬送後、同日に死亡した。通気性の良くないインナー、ナイロンジャケット、帽子、マスクを着用していた。
- 貨物輸送員として、取引先事業場の工場において、重機による積み込み作業を行っていたところ、体調を崩し、自ら本社に「手が痺れる」等報告を入れ、トラックで休憩していた。体調不良の連絡を受け、約30分後に同僚が様子を見に行ったところ、トラック内で意識を喪失しているところを発見され、救急隊が到着した際には心肺停止状態であり、救急搬送されるも回復せず死亡した。



3 職場における熱中症予防対策の取組

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に示されている事項にお取り組みください (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>)。

特に、次の点に留意願います。

- (1)屋内作業も含め、JISに適合したWBGT値測定器を準備して、暑さ指数を測りましょう。
- (2)暑い場所で重い荷物を運ぶ作業は、特に気流を感じないとき、身体に大きな負担がかかります。休憩時間の確保や、条件を考慮したWBGT基準値を用いて作業中止を含めた作業計画を作りましょう。
- (3)体調不良や睡眠不足など、その日の労働者の健康状態に気をつけるとともに、熱中症の初期症状に気づくようにしましょう。
- (4)体調に異変を感じたときは、躊躇せず同僚や管理者に知らせるよう、あらかじめ労働者に知らせてください。熱中症の症状は急激に悪化するので、病院への搬送や救急隊の要請を行きましょう。



【厚生労働省からのお知らせ】

健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、 医師等の押印等が不要となります

～改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました～

詳細につきましては、次のURLからご覧ください（厚生労働省作成リーフレット）。

http://rikusai.or.jp/downloads/jinpai_leaflet_202008.pdf

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2020
(第7回)テーマ「職場の『メンタル不調』風景(その7)」
ー “口癖” に注意！ つい、「うっかり症候群」ー

精神科医 夏目 誠

雑談中

メンタル不調
者が増えて
いますね？声掛けが難し
い！ ついうっかり
言ってしまう女性で「ストレスま
みれ」の人の話を
お茶しながら聴い
ています

PIXTA|夏目

職場の雑談で

男性社員：「メンタル不調者」が増えています。仕事の密度が高まり、ミスを許されない状況なので、追い詰められる人がいると推測しています。

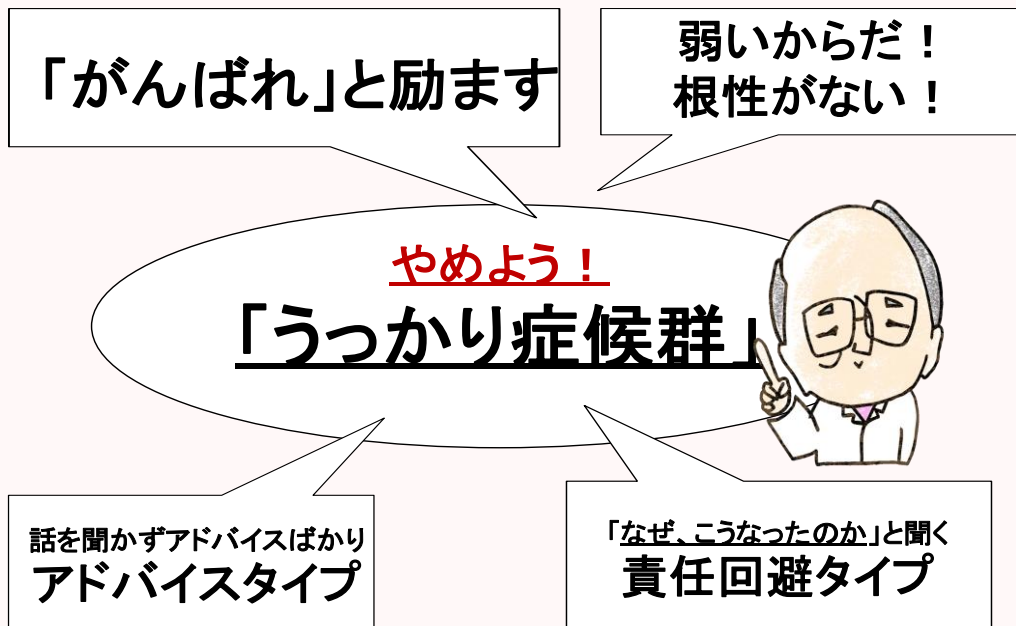
課長：そう思う。私も、つい「しんどい部下」に、「頑張れよ」と言ってしまうことがあった。「頑張れはダメだ」と管理職向けのセミナーで学んだのに。難しい…。

女性社員：女性社員で「ストレスで、いっぱい、いっぱい」の人がいます。お茶しながら、訴えを聞くようにしています。

「メンタル不調」にガンバレ…は厳禁

37歳、生真面目な係長は係長昇進と長時間労働が続き、へばり気味です。日本人の好きな言葉に、「頑張れ、忙しい、疲れた」の3言があります。特に昔から「頑張れ」が好きで、励ますことを好む民族のようです。しかし「メンタル（こころ）不調」の山田係長には、励ましは厳禁です。

根性論（心が弱い、たるんでいるからだ）の世界でなく、「不調」や「病気」で、そうになっているからです。逆効果で、悪化させます。



「なぜ、こうなったのか」と問いかける

上司は部下が過剰ストレス状態になったときなどに、「なぜ、こうなったのか。原因を教えてください」との問いかける人が多いようです。課長も係長に、ついそう言ってしまいました。原因を追求し、対策をたてたいという気持ちはわからないわけではないですが、上司が焦ってはダメですよ。

原因が自覚できず、整理できないから「メンタル不調」におちいるのです。

まず有休を⇒休養から始まる

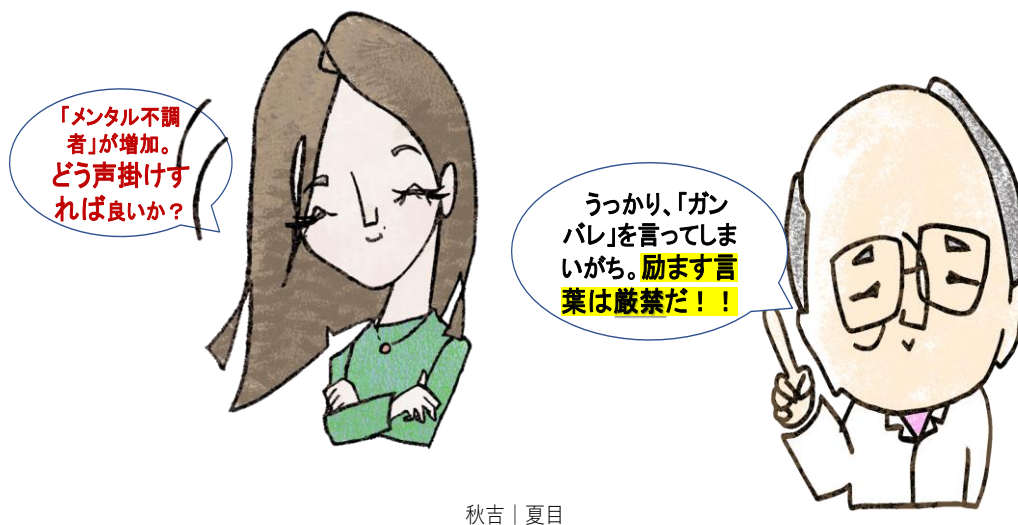
係長に必要なのは休養です。有給休暇を4～5日（休日をはさめば1週間になる）とり、心身をやすませること。この場合、大切なのは有給休暇中の仕事は、課長が配慮し、周囲も含め援助してあげる。そうしないと休養をとり、ほっとした状態で出勤しても、山と積まれた仕事や業務に対応ができず、さらに状態を悪化させるからです。くれぐれもお忘れなきように。

有休と休養により、「過剰ストレス状態」から脱却できれば良いです。もし状態が変わらないようであれば、「他に原因があるかもしれない。一回、産業看護職や産業医の先生に相談してみたらどうだろうか」と勧めるのがよい。

メンタルヘルスで「ガンバレ」は逆効果になりやすい。まずは、「ノンビリ、リラックス」と心に刻んでおいてほしい。

最後に、「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



秋吉 | 夏目

全国労働衛生週間

期 間 10月1日～7日

準備期間 9月1日～30日

みなおして 職場の環境 からだの健康

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で71回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

詳しくは次のURLをご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12193.html

職場の健康診断実施強化月間

期 間 9月1日～30日

職場の健康診断実施強化月間は、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、厚生労働省が平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月に集中的・重点的な指導を実施しているものです。強化月間の取組重点事項は以下のとおりです。

- (1)健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2)健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3)一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4)新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5)高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6)定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7)小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第6回

5 衛生管理者（第12条）

(1) 衛生管理者の選任

衛生管理者の選任は、業種に関わらず労働者 50 人以上の規模の事業場に義務付けられています。

衛生管理者は、選任すべき事由が発生した日（労働者数が 50 人以上になった日）から 14 日以内に選任するとともに、事業場に専属の者を選任する必要があります。

また、安全管理者を選任したときは、安衛法 100 条に基づき、所轄の労働基準監督署に「衛生管理者選任報告」を提出しなければなりません。

(2) 衛生管理者の資格

衛生管理者になるには、「第一種衛生管理者免許」が必要です。試験は公益財団法人安全衛生技術試験協会が行っています。この試験の受験資格は、「大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後 1 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」、「高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後 3 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」などとされています。

なお、衛生工学衛生管理者免許を有する者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなども衛生管理者に選任することができます。

(3) 衛生管理者の職務

衛生管理者の職務については、安衛法第 12 条に、次のように規定されています。

第 10 条第 1 項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

第 10 条第 1 項各号の業務は、第 3 回目で説明しました総括安全衛生管理者の職務ですが、このうち衛生管理者の職務となる衛生に係る事項を抜き出してみます。

- ① 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の衛生のための教育の実施に

関すること。

- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること（衛生関係）。
- ⑤ 衛生に関する方針の表明
- ⑥ リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置（衛生関係）
- ⑦ 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善（PDCA）

(4) 衛生管理者の巡視及び権限の付与

衛生管理者の巡視及び権限の付与については、安衛則第 11 条に、次のように規定されています。

- 1 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

下線部の措置と権限について、具体的には定められていませんが、一般的に次のことが考えられます。

- ① 健康に異常のある者の発見及び処置
- ② 作業環境の衛生上の改善
- ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤ 衛生教育、健康診断その他従業員の健康保持に必要な事項
- ⑥ 従業員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
- ⑦ 作業主任者、現場監督者その他労働衛生に関する補助者の監督
- ⑧ 作業手順等に関する貨物積卸し場所における荷主等との連絡調整
- ⑨ 衛生日誌等職務上の記録の整備

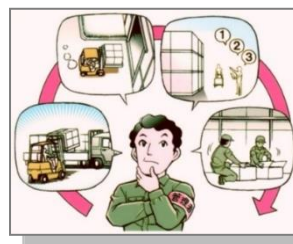
【受講料無料】荷役ガイドラインに準じる講習会（厚生労働省補助事業）

荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。本年度は、この荷役ガイドラインをご理解いただくための講習会を全国で行います。受講料は無料です。

この講習会は、荷主等の自社の労働者の労働

災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。



荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

講習会への参加を希望される方は、陸災防都道府県支部にお申込みいただくようお願いいたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

「荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	11月26日(木)	北海道トラック総合研修センター	滋賀	10月6日(火)	ライズヴィル都賀山
青森	11月16日(月)	青森県トラック総合研修センター	京都	1月29日(金)	京都アスニー
岩手	12月18日(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	大阪	11月6日(金)	大阪府トラック総合会館
宮城	2月15日(月)	卸町会館 大会議室	奈良	11月26日(木)	奈良県トラック会館
秋田	10月13日(火)	秋田県トラック協会研修センター	鳥取	11月17日(火)	新日本海新聞社 中部本社ホール
山形	11月9日(月)	山形県トラック総合会館	広島	11月30日(月)	広島県トラック総合会館
福島	2月17日(水)	福島県トラック協会 県中研修センター	山口	11月5日(木)	山口県トラック協会研修会館
茨城	10月28日(水)	茨城県トラック総合会館	香川	1月25日(月)	香川県トラック総合会館
栃木	12月9日(水)	栃木県トラック協会	愛媛	12月11日(金)	愛媛県トラック 総合サービスセンター
千葉	10月27日(火)	調整中	福岡	11月20日(金)	リファレンス駅東ビル
新潟	3月8日(月)	新潟県トラック総合会館 6階会議室	佐賀	11月26日(木)	佐賀県トラック協会
富山	10月16日(金)	富山県トラック会館	長崎	11月10日(火)	長崎県トラック協会研修会館
石川	2月25日(木)	石川県トラック会館	熊本	10月2日(金)	ホテル熊本テルサ
山梨	10月22日(木)	調整中	大分	10月7日(水)	大分県トラック会館 5階「大会議室」
長野	10月19日(月)	上小トラック研修会館	宮崎	10月9日(金)	宮崎県トラック協会総合研修会館
静岡	1月19日(火)	静岡県トラック協会研修センター	鹿児島	11月18日(水)	鹿児島サンロイヤルホテル
三重	12月7日(月)	プラザ洞津	沖縄	10月23日(金)	九州沖縄トラック研修会館

右の都道府県につきましては、開催決定次第ご案内いたします。

群馬、埼玉、東京、神奈川、福井、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、島根、岡山、徳島、高知

高齢労働者に配慮した陸運業のための 労働災害防止対策セミナー（受講料：無料）

昨今、高齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」が策定しました。このセミナーでは、高齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを提案します。

また、陸運業の労働災害で、墜落・転落に次いで多い災害は、トラック荷台等での荷崩れによるものとなっています。①積み付け・固縛機器の取扱い、②荷締め機の不備による災害事例及びその対策、③荷役作業ガイドラインについて解説します。

全国で開催します。皆さまには積極的なご参加をお待ちしています。

「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」のご案内

内 容 高齢労働者の労働災害防止対策について

トラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について

定 員 約50名(先着順)

参加費 無料

申込方法 陸災防都道府県支部へご連絡ください。

「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道①	10月5日（月）	北海道トラック総合研修センター	滋賀	1月26日（火）	滋賀県トラック総合会館
北海道②	11月27日（金）	旭川地区トラック研修センター	京都	10月28日（水）	京都テルサ
北海道③	1月25日（月）	函館地区トラック研修センター	大阪	9月24日（木）	大阪府トラック総合会館
岩手	1月25日（月）	岩手県トラック協会総合研修会館	兵庫	9月23日（水）	兵庫県トラック総合会館
宮城	1月18日（月）	卸町会館 中ホール	奈良	10月26日（月）	奈良県トラック会館
秋田	1月19日（火）	秋田県トラック協会研修センター	鳥取	10月20日（火）	新日本海新聞社 中部本社ホール
山形	11月10日（火）	山形県トラック総合会館	広島	10月2日（金）	広島県トラック総合会館
福島	11月6日（金）	福島県トラック協会 県中研修センター	山口	10月16日（金）	山口県トラック協会研修会館
茨城	2月頃	茨城県トラック会館	香川	2月9日（火）	香川県トラック総合会館
栃木	12月10日（木）	栃木県トラック協会	愛媛	2月5日（金）	愛媛県トラック 総合サービスセンター
新潟	1月14日（木）	新潟県トラック総合会館 6階会議室	福岡	10月12日（月）	リファレンス駅東ビル
富山	9月24日（木）	富山県トラック会館	佐賀	2月12日（金）	佐賀県トラック協会
石川	1月20日（水）	石川県トラック会館	長崎	1月26日（火）	長崎県トラック協会研修会館
福井	9月18日（金）	福井県トラック総合研修会館	熊本	1月15日（金）	調整中
山梨	10月23日（金）	調整中	大分	2月2日（火）	大分県トラック会館 5階「大会議室」
長野	10月20日（火）	長野県トラック会館	宮崎	9月10日（木）	宮崎県トラック協会総合研修会館
岐阜	1月25日（月）	岐阜県自動車会館	鹿児島①	9月24日（木）	鹿児島県トラック協会 大隅地区研修センター
静岡	10月20日（火）	静岡県トラック協会研修センター	鹿児島②	9月25日（金）	鹿児島県トラック研修センター
三重	1月28日（木）	三重県トラック会館	沖縄	1月22日（金）	九州沖縄トラック研修会館
右の都道府県につきましては、開催決定次第ご案内いたします。				青森、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、和歌山、鳥根、岡山、徳島、高知	

【厚生労働省からのお知らせ】

令和2年度「『見える』安全活動コンクール」を実施中です ～「見える」安全活動の創意工夫事例を募集（9月30日まで）～

厚生労働省では本年8月3日から、労働災害防止に向けた事業場・企業(以下「事業場等」という。)の取組事例を募集・公開し、国民からの投票等により優良事例を選ぶ令和2年度「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。

このコンクールは、安全活動に熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目される運動「あんぜんプロジェクト」の一環として実施するもので、平成23年度より実施しており、今年度で10回目を迎えます。

応募期間は、8月3日(月)から9月30日(水)までとしており、応募事例は「あんぜんプロジェクト」のホームページに掲載し、11月2日(月)～12月31日(木)の間に実施する投票の結果等に基づいて、優良事例を決定し、令和3年2月下旬に発表する予定です。

「見える」安全活動とは、危険、有害性について、通常は視覚的に捉えられないものを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な取組をいいます。さらに、自社の安全活動を企業価値（安全ブランド）の向上に結びつけ、一層、労働災害防止に向けた機運を高めることも狙いとしています。

厚生労働省では、本コンクールの実施を通じて、引き続き「労働災害のない職場づくり」に向けて取り組んでいきます。

本コンクールの詳細については、次の URL からご覧ください（厚生労働省ホームページ）。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12637.html

【陸災防協賛の安全運動】

令和2年 秋の全国交通安全運動

－ 9月21日～30日の10日間実施 －

9月21日(月)から30日(水)の10日間、内閣府、警察庁、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会等関係団体の主催、当協会等関係153団体の協賛にて「令和2年 秋の全国交通安全運動」が実施されます。

この交通安全運動では、次の3点を運動の全国重点として、様々な活動が実施されます。

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

また、9月30日(水)には「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます。

運動の詳細につきましては、次の URL からご覧ください（内閣府ホームページ）。

https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/r02_aki/youkou.html



災害事例
と
その対策

荷の取扱いに関する情報は迅速かつ的確に!!

国内における自動車による平成30年度の貨物輸送量は43億3千万トンに達し、品目別に見ると、金属類・機械を除く工業製品の輸送量は18億3千万トンを占めている状況にあります。（国交省白書参照）

これらの工業製品のなかには危険性のある物や有害性を有する化学物質などが含まれている場合があります。

日々、多くの荷を取り扱う作業現場においては、事前に把握しなければならない情報等を共有しないことで、爆発災害などの重篤な労働災害を発生させる場合があります。

1 事業の種類：道路貨物運送事業

（従業員数：50名未満）

2 発生月時：5月 午後0時30分頃

3 発生場所：荷主敷地内

4 被災者：貨物自動車運転者 38歳 男性 経験年数 4年

5 傷病の程度：死亡

6 災害発生状況

- (1) 被災者は単独で、アスファルトを運搬するため、荷主の敷地内にタンクローリーを駐車して、タンクにアスファルトの充填作業を行っていた。
- (2) ところが、突然、タンク内部のアスファルトが充填口から噴出し、直近で当該作業に従事していた被災者は全身にアスファルトを浴びて火傷を負い、救急搬送され治療を受けていたが死亡した。

7 推定される災害の原因と問題点

- (1) アスファルトの充填を行っていたタンクは、以前に乳剤の搬送に使用していたもので、タンク内には乳剤が残存していた。
- (2) 高温(175℃前後)に加熱溶解したアスファルトをタンクに充填したことで、乳剤に含まれた水分がアスファルトの熱により急激に蒸気化し体積が著しく膨張したことによって、アスファルトが蒸気とともに噴出した。

- (3) タンクローリーによるアスファルトの運搬業務に従事していた被災者がアスファルトの充填前にタンク内の状況等を確認していたか否かは不詳です。もし充填前の確認行為等が確実に実施されていたならば、残存していた乳剤の排出など適切な措置が講じられて、未然にアスファルト等の噴出を防ぐことができたものと考えられます。

8 再発防止対策

- (1) アスファルトなど高温の液体を密閉されたタンクローリーのタンクに充填する場合は、充填前に、タンクの内部(残存)等の状況を社内で定めた点検表などにより確実に実施することが重要です。
- (2) また、タンクローリーを使用して様々な化学物質等を輸送するときは、事前に、荷主等から化学物質の危険性・有害性など性状等に関する情報(安全データシート)の提供を受け、速やかに、運転者・取扱者等の関係者への的確に伝達するとともに、作業方法、作業手順を簡明に示すことが欠かせません。
なお、国内で取り扱われている化学物質の種類は規制対象外も含めると約七万種類に及んでいます。
- (3) 運転者などが単独により、足元の不安定なタンク上部や作業行動などが限定された場所等で作業を行う場合は、不意の出来事により重篤な労働災害につながるおそれがあることから、あらゆる角度よりリスクの低減対策を検討することが必要です。

- (4) そして、これらのことを着実に推し進め、また、労働者一人ひとりの安全意識の自覚を促すために、定期的・継続的に安全衛生教育を実施していくことが重要です。

過去の災害事例を見ますと、作業慣れ(マンネリ化)による基本動作の欠如などが労働災害発生の大きな要因として捉えることができるのではないのでしょうか。

業務実績評価委員会を開催しました

8月19日(水)、都内にて第3回業務実績評価委員会を開催しました（写真）。業務実績評価委員会は、陸災防の健全かつ適正な事業運営を確保するために設置しているものです。第3回の委員会では「令和元年度業務実績評価について」及び「令和2年度業務実績評価の数値目標について」を議題として審議されました。



写真 第3回業務実績評価委員会

陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年8月〕

第1種（3年間）・有限会社さくら運輸福島営業所 福島県支部

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年8月7日現在

業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～7月 〔速報値〕		令和元年1月～7月 〔速報値〕		対元年比較		令和2年1月～7月 〔速報値〕		令和元年1月～7月 〔速報値〕		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	378	100.0	378	100.0	0	0.0	58,488	100.0	58,304	100.0	184	0.3
製造業	61	16.1	67	17.7	-6	-9.0	12,416	21.2	12,932	22.2	-516	-4.0
鉱業	3	0.8	3	0.8	0	0.0	97	0.2	105	0.2	-8	-7.6
建設業	135	35.7	128	33.9	7	5.5	7,086	12.1	7,217	12.4	-131	-1.8
交通運輸業	4	1.1	6	1.6	-2	-33.3	1,347	2.3	1,536	2.6	-189	-12.3
陸上貨物運送事業	43	11.4	44	11.6	-1	-2.3	7,697	13.2	7,458	12.8	239	3.2
港湾荷役業	1	0.3	4	1.1	-3	-75.0	175	0.3	214	0.4	-39	-18.2
林業	22	5.8	24	6.3	-2	-8.3	679	1.2	678	1.2	1	0.1
農業・畜産・水産業	16	4.2	13	3.4	3	23.1	1,434	2.5	1,266	2.2	168	13.3
第三次産業	93	24.6	89	23.5	4	4.5	27,557	47.1	26,898	46.1	659	2.4

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～7月）

令和2年8月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全産業		378	97	10	18	30	36	57	82	3	45
製造業		61	13	2	5	6	6	17	0	0	12
建設業		135	49	2	9	13	11	15	22	1	13
交通運輸業		4	1	0	0	0	1	1	0	0	1
その他		135	24	6	3	8	17	15	44	1	17
陸上貨物運送事業		43	10	0	1	3	1	9	16	1	2
同上対前年増減		-1	2	-1	-2	1	-1	6	-6	1	-1

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～7月）

令和2年8月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		7,697	2,207	1,289	590	328	224	365	808	348	8	1,324	206
同上対前年増減		239	76	64	21	-20	-3	-53	-17	-37	2	183	23


(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

【安全DVDビデオのご案内】

陸災防 DVD ビデオのご案内

～ 複数枚購入で割引 ～




【フォークリフト安全教育 DVD①】
「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」 

フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できます。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。


約 23分 11,000円（税込）

【フォークリフト安全教育 DVD②】
「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」 

「労働安全衛生規則第151条の25（点検）」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

約 26分 11,000円（税込）

【はい作業安全教育 DVD】



「はい作業の安全」

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け
はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

約 21分 11,000円（税込）

**複数枚購入
割引
のご案内**

3枚以上のご注文で
20%OFF!!

2枚のご注文で
10%OFF!
(19,800円)

DVDの
組み合わせ
は自由です!

陸災防 DVDビデオ申込書

申込年月日		年	月	日
申込者名 (請求先)				
所在地 及び 担当者名	〒			
		☎		
		FAX		
品名			数量	
<input type="checkbox"/> はい作業の安全				
<input type="checkbox"/> フォークリフトの作業開始前点検の進め方				
<input type="checkbox"/> フォークリフトによる安全な荷役運搬作業				
お支払い方法	<input type="checkbox"/> 後払い <input type="checkbox"/> 代金引換			
【通信欄】 商品発送先等が異なる 場合の住所・電話番号等				

お支払いは、後払い又は代金引換とさせていただきます。
 下記番号へFAXにてお申込みください。当協会から送料込みの総合計額等をご連絡いたします。
FAX 03-3453-7561

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1

STEP2

次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

申込書をこのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▷▷▷ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報（厚生労働省情報など）をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561